

保管状況報告書

年 月 日

群馬県公安委員会 殿

申告者
氏 名

【銃砲の保管方法】

☐ 自ら保管します。

(保管方法については、下記及び設置状況写真のとおり)

☐ 専ら保管委託します。

(契約内容については、別添契約書のとおり)

[保管委託先：_____]

○銃砲保管庫

(場所)

☐ 一戸建て

☐ 共同住宅

☐ その他 (_____)

☐ 1 階

☐ 2 階

☐ その他 (_____)

☐ 居間

☐ 寝室

☐ 居室

☐ その他 (_____)

☐ 押入

☐ クローゼット

☐ その他 (_____)

(設備)

☐ 金属製ガンロッカー

☐ その他 (_____)

☐ 説明書あり

☐ 説明書なし

(施錠)

☐ 固定錠

☐ ダイヤル錠

☐ 南京錠

☐ その他 (_____)

(扉)

☐ 上下のかんぬき装置

☐ その他 (_____)

(固定)

☐ 壁床にビス・釘等

☐ その他 (_____)

○火薬類保管庫

☐ 設置あり

☐ 設置なし

☐ 1 階

☐ 2 階

☐ その他 (_____)

☐ 居間

☐ 寝室

☐ 居室

☐ その他 (_____)

設置場所見取図

備考 1 各欄の該当する箇所の□印にレ点を付すこと。

2 「専ら保管委託」とは、「許可に係る用途に供する場合を除き常時保管委託をし、自宅では保管しない」という意味である。

3 設置場所見取図に間取り等を記載し、銃砲・火薬類保管庫の場所を朱書きすること。

設置状況写真等貼付欄 (銃砲・火薬類保管庫の設置状況を撮影した写真等を貼付する。)

銃砲刀剣類所持等取締法

発令 : 昭和33年3月10日法律第6号

最終改正 : 令和6年6月14日号外法律第48号

改正内容 : 令和6年6月14日号外法律第48号[令和6年7月14日]

(報告徴収、立入検査等)

第十条の六 都道府県公安委員会は、第十条の四又は第十条の五の規定により銃砲等及び実包等を保管する者に対し、これらの規定による銃砲等及び実包等の保管の状況について必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県公安委員会は、第十条の四第一項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、警察職員に、当該猟銃又は当該猟銃に適合する実包の保管場所に立ち入り、保管設備、前条の帳簿その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。
- 4 警察職員は、第二項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 第九条の七第三項の規定は、第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九条の七第三項中「教習用備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十条の四第一項の規定により銃砲を保管する者が同条第二項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替えるものとする。

○銃砲刀剣類所持等取締法令取扱いに関する訓令

昭和33年10月1 日本部訓令甲第15号

(銃砲の保管状況に関する報告徴収)

第26条 署長は、法第10条の6第1項の規定に基づき銃砲の保管状況について報告を求める必要があるときは、銃砲の所持者に対し、銃砲の保管の状況を明らかにするための必要な資料により報告を求めるものとする。